

## 告 示

埼玉県監査委員告示第十八号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成二十一年度及び平成二十二年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があつたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十三年十一月二十五日

埼玉県監査委員	根 和 夫
埼玉県監査委員	米 田 正 巳
埼玉県監査委員	齊 藤 正 明
埼玉県監査委員	加 藤 裕 康

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項目	概 要		
防災学習センター 【指定管理者：(株)日立ビルシステム・(株)丹青社共同事業体】	【指摘10】 備品の管理の改善を要す	<p>今後県との管理責任を明確にするためには、備品の実地棚卸を行い、正確な備品の把握に努めるべきである。また、それ以外に、備品に関しては、次の問題点がある。これらについても処理の見直しが必要である。</p> <p>1. 器具備品の購入について                      平成20年度において、プロジェクターを415,000円（消費税込み）で購入しており修繕費科目に計上している。「埼玉県防災学習センターの管理に関する協定書」第28条備品の取扱い第1項によると「乙（株式会社日立ビルシステムと株式会社丹青社の共同事業体以下同じ。）が指定管理業務を行うに当たり、甲（埼玉県以下同じ。）が支払う委託料に充て埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第170条第1項1号に規定する備品を購入したときは、当該備品の所有権は、甲に帰属するものとする。」とある。したがって、上記プロジェクター購入における会計処理は、固定資産である備品の購入を行ったうえで、埼玉県への無償譲渡（寄付行為）と埼玉県からの無償貸借を受ける取引に区分されるものである。</p> <p>また、プラズマテレビも同様な処理が行われている。これも、プロジェクターに準じて処理を行うべきである。</p> <p>2. 在庫管理について                      在庫の確認をおこなったところ、夏休みイベントで使用した組立式ラジオ5台が存在した。在庫については整理され保管していたが、管理帳簿を作成していなかった。</p> <p>1台あたり500円で少額であるが、管理帳簿を作成し、少なくとも会計年度末にその管理帳簿と実際の在庫品を確認し、決算書に正しく反映させる必要がある。</p>	<p>平成22年3月に指定管理者において備品の棚卸を行った。その際「埼玉県防災学習センターの管理に関する協定書」第28条第2項（備品の取扱い）及び同協定書別紙2に基づき、備品の購入にあたっては備品購入申請を提出させ、承認後、購入した備品は備品台帳に適切に記載し、消防防災課（当時）に写しを提出させることで備品を把握することとした。</p> <p>なお、当該備品（プロジェクター、プラズマテレビ）は指摘を受け、速やかに備品台帳への記載を行った。</p> <p>1. 器具備品の購入について                      指定管理者による備品の管理について統一的な取扱いを定め、平成23年10月に所管課に通知した。</p> <p>2. 在庫管理について                      現地調査において指摘を受けた後、速やかに各イベントごとに管理台帳を作成し、会計年度末に管理台帳上の在庫品数と実際の在庫品数を確認できるようにし、決算書に反映できるようにした。</p>	危機管理課 改革推進課

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所	
施設名等	項目	概 要		
奥武蔵あじさい館 【指定管理者：(株)グリーンハウス】	【指摘17】 キャンセル料の見直しを行うべき	<p>キャンセルの発生は大きい。1月以内のキャンセル件数は、平成20年度で、540件、2,043人発生している。平成21年度においても前年比増加傾向にあり、平成21年8月15日現在で、215件、817人のキャンセルが発生している。</p> <p>キャンセルが多い原因は、キャンセルについては宿泊前日の19時まではキャンセル料が発生しないという制度にある（それ以降当日キャンセルは、食事代相当分のキャンセル料が生ずる）。</p> <p>多くの機会損失が発生していると考えられるため、キャンセル料制度の見直しを行うべきである。</p> <p>現在、県に対して、前日で50%のキャンセル料を課すような新しいキャンセル料の提案を行っているが、県からの具体的な回答はまだない。新しいキャンセル料を承認するよう県の方で積極的に検討するべきである。</p>	<p>施設の設置目的である高齢者、障害者及び母子に対する福祉的な面を考慮しつつ、直前キャンセルに伴う機会損失の縮減及び食事代相当額の実費の損失をなくすため、平成23年11月1日から、これまでの取扱いを1日延長し前々日の19時以降のキャンセルから適用するよう変更した。</p>	高齢介護課
所沢航空記念公園 【指定管理者：(財)埼玉県公園緑地協会・(財)日本科学技術振興財団グループ】	【指摘50】 業務委託の入札関係の規程を実態に即した形になるよう見直すこと	<p>業務委託については、基本的には3社見積書をとって、最も低い金額について、伺書を作成し、決裁を受ける。この手続の根拠は、物品購買管理規程第16条（委託事業の物品購入）第1項及び第2項に記載されている「2社以上の合見積を必要とし」である。</p> <p>しかし、そもそも、業務委託に関して、物品購買管理規程第16条の規定を適用すべきなのが疑問である。</p> <p>物品購買管理規程の第4条「物品の範囲」によれば、物品に委託業務そのものは含まれておらず、あくまで第16条は「物品」について規定していると考えられる。</p> <p>運用で第16条を根拠にしている、ということであれば、物品購買管理規程を見直し、実態に合わせるか、又は、業務委託に関して別の規程を作成する必要がある。</p> <p>また、「所沢航空発祥記念館契約に係る指名競争入札の実施について」という規則が文書化されているが、これは実際には使用されていない。</p> <p>各規程の整合性をとるため、規程の見直しを行うべきである。</p>	<p>業務委託については、指定管理者において策定している「所沢航空発祥記念館経理事務規程」に契約手続きに係る規定を新たに追加し、適用している。</p> <p>また、指名競争入札については「委託契約に係る指名競争入札実施要綱」を新たに策定（平成23年10月以降の契約から適用）し、「所沢航空発祥記念館契約に係る指名競争入札の実施について」は廃止した。</p>	公園スタジアム課

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として 講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項目	概 要		
種苗センター 【指定管理 者：(社)埼 玉県農林公 社】	【指摘78】 業務委託報酬 の収入に関し て実態に即し た管理事務要 綱に訂正のこ と	業務委託報酬は、県の管理事務要綱により前受けとなっているが、実際は後受けである。 従って、実態に即し、納入後支払に規定を修正するべきである。	以前は、農家より受け入れた種子を育成する業務委託に対する報酬（利用料金）については、苗の納品とともに納入通知書を発行し、納付を受けていた。  指定管理者（農林公社）及び全国農業協同組合連合会埼玉県本部と協議した結果、平成23年4月から県種苗センター条例及び種苗センター管理規則に則し、種苗の引渡しの日を納期限として業務委託報酬を納付させることとした。	生産振興課

平成22年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：公有財産（道路・橋梁を含む）が生み出す公共サービスの永続的提供のための管理・運営について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
アセットマネジメント関連 【報告書47 ページ】	【指摘1】 県においては現在、総額約6.8兆円（連結）の公有財産をどのようにマネジメントするかのビジョンが希薄である。全庁的なアセットマネジメント推進のための導入準備を行わなければならない。	平成23年3月に策定した第三次埼玉県行財政改革プログラムの今後3年間の取組目標に「県有施設等のアセットマネジメントの推進」を加え、アセットマネジメントの導入を推進することとした。  そのための導入準備として、まずは施設毎の中長期修繕計画の策定に取り組む。  また、全庁的なアセットマネジメント推進を担う独立した統括部門の設置等については、県有資産を経営的視点から総合的かつ一元的に統括するため現在設置されている県有資産マネジメント会議で検討を進めていくこととした。	管財課 改革推進課
アセットマネジメント関連 【報告書62 ページ】	【指摘2】 県保有の施設あるいは施設群について、維持管理の手法に応じて、中長期の修繕計画を策定する必要がある。	中長期修繕計画を策定していない県保有施設については、管財課が施設の目的や態様（地域の防災拠点であるか等）に応じた修繕対処方式（対処療法、適宜措置方式等）を定めること等の技術的支援を行うことにより、施設管理者の計画策定を促進することとした。	管財課及び 各施設管理者
アセットマネジメント関連 【報告書63 ページ】	【指摘3】 策定した中長期の修繕計画は、見直しの必要性が生じた場合には、適宜、実態を反映してローリングしなければならない。	既に中長期修繕計画を策定している大型公共施設の施設管理者においては、適宜、中長期修繕計画の見直しを実施し、その結果を毎年度の営繕予算要望に反映することとしている。  また、今後策定する中長期の修繕計画についても、適宜、実態を反映してローリングすることとする。	管財課及び 各施設管理者

平成22年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
総務部関連 【報告書89 ページ】	<p>【指摘4】 新たに導入した新公有財産管理システムに関して、その導入目的、未入力項目の速やかな入力促進及び最終的な活用方法等について、各建物施設や部局の施設管理担当者へ周知徹底する必要がある。</p>	<p>平成23年7月に実施した新公有財産システム研修会（5日間、延べ15回、参加者187名）において、アセットマネジメントを推進するためには未入力項目の解消及び速やかな入力が前提であること、入力されたデータは修繕コストの把握や修繕計画策定のための基礎となるため正確さを要求されることを説明し、周知徹底した。</p> <p>また、研修項目に財産確認のための方法を追加説明するとともに、平成23年度から9月末及び3月末の年2回、各所属において報告漏れ・修正・未入力等がないか必ず財産一覧表を確認し、その結果を文書で報告させることとした。</p>	管財課
県土整備部関連 【報告書104 ページ】	<p>【指摘6】 県土整備部が管理する施設について、アセットマネジメントを効率的に導入するには、固有の課題を織り込んで中長期の修繕計画を策定・文書化する必要がある。</p>	<p>県土整備部で管理する施設のうち、橋梁及び排水機場については県土整備部・都市整備部施設管理行動方針（平成17年度）に基づき、中長期管理計画を策定し、維持管理費等の平準化及び抑制に取り組んでいる。</p> <p>また、道路トンネルについては、平成23年4月から施設の状態を把握するための点検の準備に着手したところである。点検により施設の状態把握を行った後、予防保全の適否を検討し、適する場合は中長期管理計画の策定を行い、適さない場合は維持管理の方針等を含めた計画を策定していく。</p>	県土整備政策課

平成22年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
<p>県土整備部関連 【報告書123ページ】</p>	<p>【指摘7】 予防保全に適した施設における維持管理システムの構築を行うべきである。</p>	<p>県土整備部で管理する施設のうち、予防保全に適した施設である橋梁及び排水機場については、県土整備部・都市整備部施設管理行動方針（平成17年度）に基づき、すでに中長期管理計画を含む維持管理システムを構築し、平成21年度から運用を開始している。</p> <p>また、道路トンネルについては、平成23年4月から施設の状態を把握するための点検の準備に着手したところである。点検により施設の状態把握を行った後、予防保全の適否を検討し、予防保全に適しているのであれば、維持管理システムの構築を行っていく。</p>	<p>県土整備政策課</p>
<p>都市整備部関連 【報告書132ページ】</p>	<p>【指摘8】 公園施設長寿命化計画の策定にあたっては、アセットマネジメントのためにも県の公園施設を全て対象とし、安全性や住民及び時代のニーズを念頭に置き、ライフサイクルコストの縮減や予防保全的管理の視点に留意する。</p>	<p>公園施設長寿命化計画は、すべての公園施設を対象に現在策定中である。</p> <p>計画策定においては、ライフサイクルコストの縮減に努めるとともに、公園施設の特性を考慮し、予防的保全管理により安全性の確保に努めることとしている。</p> <p>平成23年度に個々の施設の現状調査を実施し、その後対策を検討して平成24年度までに策定を完了する予定である。</p>	<p>公園スタジアム課</p>